

特定非営利活動法人 TEARDROPS 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 TEARDROPS という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市西区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子ども・若者をはじめとする地域住民に対して、学習支援、居場所づくり、社会参加や探究的な学びの支援、体験的・創造的な活動の推進、オンラインを含むセルフヘルプ及びピアサポートの機会の提供等を行い、地域社会における教育・福祉・文化活動や市民団体等への支援を通じて、共に支え合う地域社会に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 学習支援事業
- (2) 居場所づくり事業(食事提供、生活支援、相談支援等)
- (3) 地域や学校と連携した青少年の社会参加・探究学習支援事業
- (4) 農園を活用した体験学習・食育推進事業
- (5) オンライン上でのセルフヘルプグループ運営やピアサポート事業
- (6) その他、法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。総会において平等な議決権を持つ。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体。総会における議決権を持たない。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込方法により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、学校教育法及び各学校の設置基準等によって定義される高等学校、高等専門学校、短期大学、大学及び大学院などの高等教育機関で学ぶ者は、入会金の納入を免除する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、入会しようとする者の経済状況を考慮する場合に限り、理事長が別に定める基準により判断し、入会金の納入を免除することができる。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数4分の3以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
 - (2) 監事 1人以上3人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以下を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の数分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

らない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の数全体の 3 分の 1 以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数 5 分の 1 以上から、会議の目的を記載した書面、電磁的方法又はファクシミリにより招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 5 項第 4 号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 1 ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電磁的方法又はファクシミリにより、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面、電磁的方法又はファクシミリにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方法又はファクシミリをもって表決し、議長又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 3 号及び第 48 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

- (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者、電磁的方法又はファクシミリによる表決者がある場合にあってはその数を付記すること。）
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面、電磁的方法又はファクシミリにより同意の意思表示をしたことによって決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

（構成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（開催）

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電磁的方法又はファクシミリにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、理事会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方法やファクシミリをもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者、電磁的方法又はファクシミリによる表決者にあつてはその旨を付記すること。）

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由により解散する場合は、正会員総数 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。
理事長 児 玉 祐 葵
副理事長 林 田 竜 河
同 赤 羽 柚 香
同 丹 羽 結 楓
同 橋 本 珠 李
同 福 井 千 遥
監事 濱 地 真 代
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体
① 入会金	5000 円	30000 円
② 年会費	5000 円	30000 円

(2) 賛助会員		
① 入会金	10000 円	50000 円
② 年会費	10000 円	50000 円

役員名簿

特定非営利活動法人 TEARDROPS

役名		住所又は居所	報酬の有無
理事長	こだま ゆうき		無
	児玉 祐葵		
副理事長	はやしだ りゅうが		無
	林田 竜河		
理事	あかぼ ゆうか		無
	赤羽 柚香		
理事	にわ ゆいか		無
	丹羽 結楓		
理事	はしもと じゅり		無
	橋本 珠李		
理事	ふくい ちはる		無
	福井 千遥		
監事	はまじ まよ		無
	濱地 真代		

設立趣旨書

1 趣 旨

近年、子どもや若者を取り巻く環境は大きく変化しており、経済的困難、家庭や学校での孤立、将来への不安など、さまざまな困りごとを抱える人が増えている。神戸市西区をはじめとする地域社会においても、安心して過ごせる「第三の居場所」が十分に整っておらず、支援が一時的・断片的になりがちな現状がある。TEARDROPSは、こうした「支援の狭間」にある子どもや若者が、安心して学び、語り合い、自分らしさを取り戻せる場所を地域とオンラインの両面で創り出すことを目的として設立する。

本団体は、無料学習支援や高校生との探究学習・社会参加プロジェクト、一軒家やお寺を活用した多世代交流を含む居場所運営、農園を活用した体験学習・食育活動、オンライン上でのセルフヘルプグループ運営やピアサポート活動を五本柱として活動を展開する。特に、オンラインでのセルフヘルプグループは、地理的・心理的な距離を超えて安心してつながる場として、対面支援を補完し、孤立の予防やピアサポートの実践につなげるものである。これらの活動を通じて、地域と社会の両方において、誰もが尊重され、互いに支え合いながら生きる文化の形成を目指す。

代表の原玉祐葵は、地域の子ども食堂への協力や無料学習塾「しずく学習塾」の運営を通して、経済的困難や家庭外に安心できる居場所を持たない子ども・若者と出会ってきた。その活動の中で、学習支援だけでなく、心の安心や社会的つながりを得られる「第三の場」の必要性を強く認識した。こうした問題意識のもと、2021年1月に地域の若者を中心とした任意団体「TEARDROPS」を結成し、学習支援、多世代交流、オンラインを含むセルフヘルプグループ運営など、地域住民の学び・つながりを支える事業を展開してきた。活動を重ねる中で、対面とオンラインの双方における支え合いの関係が広がり、地域住民や関係機関との協力体制も強化されてきた。

しかし、これらの活動を持続的かつ安定的に行うためには、社会的信頼の確保、資金調達の透明性、公的事業への参画、事業基盤の強化が不可欠であると判断した。そこで、定款に定める目的である「子ども・若者をはじめとする地域住民に対して、学習支援、居場所づくり、社会参加や探究的な学びの支援、体験的・創造的な活動の推進、オンラインを含むセルフヘルプ及びピアサポートの機会の提供等を行い、地域社会における教育・福祉・文化活動や市民団体等への支援を通じて、共に支え合う地域社会に寄与すること」を継続かつ公的に実施するため、NPO法人格の取得を行うことが最も適切であるとの結論に至った。特に、NPO法人は非営利性の担保、地域からの信頼向上、行政・学校・他団体との連携強化において有効であり、本法人の事業に合致する制度的枠組みである。

2 申請に至るまでの経緯

令和3年1月 任意団体「TEARDROPS」を結成
令和4年8月 無料学習支援、多世代交流イベント等の活動を継続的に実施
令和6年4月 無料塾「しずく学習塾」を開校
令和7年1月 団体内部において法人化の必要性について協議を開始
令和7年8月 複数回の意見交換を行い、会員全員の合意を得て法人化の方針を確認
令和7年12月 設立総会を開催し、NPO法人化を決議

令和 7年 12月 27日

特定非営利活動法人TEARDROPS
設立代表者

氏名 原玉 祐葵

令和8年度事業計画書

特定非営利活動法人 TEARDROPS

1. 基本方針

本法人は、子ども・青少年が主体的に学び、安心して過ごせる第三の場を提供するとともに、学校や地域、オンラインでの連携を通じて多様な学びと支援の機会を創出し、地域社会における教育・福祉・文化の向上に寄与することを基本方針とする。

2. 特定非営利活動に係る事業

事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益 見込
(1) 学習支援事業	無料学習室	月2回	コープデイズ 神戸西	小中学生	0円
(2) 居場所づくり事業	多世代交流イベント	月1回	与楽寺	地域住民	0円
(3) 地域や学校と連携した青少年の社会参加・探究学習支援事業	地域課題をテーマにした探究学習プロジェクトの企画・運営 学校に通いにくい高校生が学びや地域活動に安心して参加できる第三の場の提供	通年実施	神戸弘陵学園 高等学校	高校生	0円
(4) 農園を活用した体験学習・食育推進事業	貸農園を活用した栽培体験や収穫体験を通じた食育プログラム	月1回	伊川谷町上脇 にある 貸農園	小中高生	0円
(5) セルフヘルプグループ運営やピアサポート活動事業	オンライン上に、市民、特に若者が気軽に参加できる交流・相談の場を設け、安心して繋がれるコミュニティを構築する	通年実施 (毎月1～2回の交流会、随時チャットでの交流)	Discord サーバー内	市民 特に10代～30代の若者	0円

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

通常総会 4月

理事会 月1回

(2) 事務局体制

事務局長：児玉 祐葵（全体統括、会計・事業運営管理）

事務局スタッフ：福井 千遥、橋本 珠李（事務・各事業サポート）

令和9年度事業計画書

特定非営利活動法人 TEARDROPS

1. 基本方針

本法人は、子ども・青少年が主体的に学び、安心して過ごせる第三の居場所づくりを推進する。学校・地域・オンラインとの連携を強化し、学習支援、居場所支援、文化・創作活動の提供を通じて、多様な学びと支援の機会を創出することで、地域社会における教育・福祉・文化の向上に寄与する。

2. 特定非営利活動に係る事業

事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益 見込
(1) 学習支援事業	無料学習室	月2回	コープデイズ 神戸西	小中高生	0円
	しずく学習塾	週1回	光源寺	中学生	0円
(2) 居場所づくり事業	多世代交流イベント	月1回	与楽寺	地域住民	0円
	LITERRA まちなか居場所ハウス	週2~3回	一軒家		
(3) 地域や学校と連携した青少年の社会参加・探究学習支援事業	地域課題をテーマにした探究学習プロジェクトの企画・運営 学校に通いにくい高校生が学びや地域活動に安心して参加できる第三の場の提供	通年実施	神戸弘陵学園 高等学校	高校生	0円
(4) 農園を活用した体験学習・食育推進事業	貸農園を活用した栽培体験や収穫体験を通じた食育プログラム	月1回	伊川谷町上脇 にある 貸農園	小中高生	0円
(5) セルフヘルプグループ運営やピアサポート活動事業	オンライン上に、市民、特に若者が気軽に参加できる交流・相談の場を設け、安心して繋がれるコミュニティを構築する	通年実施 (毎月1~2回の交流会、随時チャットでの交流)	Discord サーバー内	市民 特に10代~30代の若者	0円

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

通常総会 4月

理事会 月1回

(2) 事務局体制

事務局長：児玉 祐葵（全体統括、会計・事業運営管理）

事務局スタッフ：福井 千遥、橋本 珠李（事務・各事業サポート）

令和8年度活動予算書
 成立の日 から 令和9年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	50,000	
賛助会員受取会費	0	
		50,000
2. 受取寄付金		
共感寄付	0	
		0
3. 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金	0	
受取民間助成金	650,000	
コープこうべ第34回虹の賞 副賞	100,000	
		750,000
4. 事業収益		
		0
5. その他収益		
受取利息		
雑収益		
		0
経常収益計		800,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
人件費計		0
(2) その他経費		
講師謝金	80,000	
消耗品費	200,000	
印刷費	22,000	
通信費	10,000	
保険料	5,000	
教材費	20,000	
食材費	84,000	
教育コンテンツ使用料	60,000	
その他経費計	481,000	
事業費計		481,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
人件費計		0
(2) その他経費		
消耗品費	80,000	
印刷費	35,000	
通信費	15,000	
旅費交通費	30,000	
光熱水費	0	
保険料	0	
農園管理費	10,000	
租税公課	0	
その他経費計	170,000	
管理費計		170,000
経常費用計		651,000
当期正味財産増減額		149,000
設立時正味財産額		80,000
次期繰越正味財産額		229,000

令和9年度活動予算書

令和9年4月1日 から 令和10年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	50,000	
賛助会員受取会費		
		50,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	0	
		0
3. 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金	0	
受取民間助成金	800,000	
		800,000
4. 事業収益		
		0
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
		0
経常収益計		850,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
講師謝金	250,000	
消耗品費	200,000	
印刷費	50,000	
通信費	30,000	
保険料	10,000	
教育コンテンツ使用料	60,000	
交通費	20,000	
その他経費計	620,000	
事業費計		620,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
.....	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
消耗品費	80,000	
印刷費	40,000	
通信費	15,000	
旅費交通費	30,000	
光熱水費	0	
保険料	0	
農園管理費	10,000	
租税公課	0	
その他経費計	175,000	
管理費計		175,000
経常費用計		795,000
当期正味財産増減額		55,000
前期繰越正味財産額		229,000
次期繰越正味財産額		284,000